

**監査上の主要な検討事項（KAM）の強制適用初年度における
検討プロセスに対する監査役等の関与について**

2021年12月20日
公益社団法人日本監査役協会
会計委員会

目次

はじめに	1
第1章 年間の検討プロセスを通じての状況	
1. KAM（候補）の個数の変遷	2
2. ドラフトの提示・アップデート時期について	3
3. 監査時間の変化（見積提示と年間における実績）	4
第2章 時系列順の各社の状況	
4. 監査計画策定段階	6
5. 期中	10
6. 期末（監査報告書作成段階）	14
7. 定時株主総会	16
8. 開示	18
第3章 総括的な状況	
9. 導入の効果	22
10. 早期適用会社の2年目の状況	23
おわりに	26
《参考資料》「KAM 強制適用初年度の検討プロセスにおける監査役等の関与についてのアンケート」集計結果	29

はじめに

当協会では、監査上の主要な検討事項（KAM）の導入に当たり、監査役等の実務支援ツールである「監査上の主要な検討事項（KAM）に関する Q&A 集」（前後編並びに統合版）の作成や早期適用会社に対するフォローアップ調査（「監査上の主要な検討事項（KAM）の早期適用に関する実態と分析―強制適用初年度に向けて―」）等、制度の円滑な導入の実現に向けた検討を進めてきた。そして今般、KAM 強制適用初年度となる 2021 年 3 月期決算の監査の対応時期を経たことに伴い、各社における検討プロセス、並びに監査役等の関与状況、さらに、KAM 導入による効果を調査し、傾向を把握すると共に、今後の実務の参考となる好事例の抽出を試みることを企図し、調査活動を行うこととした。

2021 年 7 月から 8 月にかけて当協会の 3 月決算上場会社会員 2,045 社に対して実施したアンケート調査（「KAM 強制適用初年度の検討プロセスにおける監査役等の関与についてのアンケート」）。以下、本報告書において結果を引用する際には、単に「アンケート」と記載する。）においては、1,051 件（51.4%）もの御回答を頂いた。本報告書は、調査結果の傾向を把握すると共に、実務の参考となる好事例の抽出と分析を試みたものである。とりわけ、48 社に対して調査を実施し、24 件の御回答を頂いた昨年の早期適用時とは異なり、母集団が飛躍的に増加していることから、傾向にどのような違いが生じているかについても可能な限りの分析に努めている。

本報告書は、大まかには以下の順序で構成されており、こうした時系列順の整理は、前述のこれまでの当協会における KAM に対する検討の流れを踏襲したものである。

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 年間の検討プロセスを通じての状況（KAM の提示時期や項目数の変動、ドラフトの提示時期、監査時間の変化等）（1. ～ 3.） |
| 第 2 章 時系列順の各社の状況（期初の監査契約段階～定時株主総会及び最終的な開示）（4. ～ 8.） |
| 第 3 章 総括的な状況（KAM 導入の効果等）（9. ～10.） |

また、研究に当たっては、前回の早期適用会社に対する調査と同様に、「監査役等の KAM の検討プロセスへの関与」について重点的に検討すべきとの観点から、あえて KAM の選定項目や表現といった記載内容よりも、検討プロセス自体にフォーカスし、監査役等の対応状況や検討の視点、コミュニケーションの状況の変化に重きを置いていることを予め御了承いただきたい。

第1章 年間の検討プロセスを通じての状況

1. KAM（候補）の個数の変遷

まず、年間の各段階の状況に対する検討の前提として、通年の検討プロセスの状況を、KAM（候補）の個数の観点から考察する。アンケートにおいては、年間の検討プロセスを細分化し、各段階におけるKAMの個数（「候補提示なし」も含む）の変遷を調査した。ここで重要となるのは、「KAMの個数が幾つであるか」という点よりもむしろ、「候補提示なし」の状態から変化したタイミング、言い換えれば KAM 候補となる項目が監査人から示されたタイミングがいつであったか という点と、個数に変化が生じた時点（KAM 候補に係る検討が活発化したタイミング）がいつであったか という点である。

KAM（候補）項目がどの段階で監査人から提示されるかは、KAMに関する検討を前広に行う上での大前提である。この点、アンケート問1-1の集計結果によると、半数強の会社において期初（監査契約締結～監査計画策定）段階で候補の提示があった（個別：54.0%、連結：56.4%）とされている。後述「期初の選定プロセスが監査役等監査に与えた影響」にもあるように、KAMが監査計画策定段階までに示されていることにより、KAMそれ自体の検討のみならず、候補項目への対応を監査役等の監査計画に織り込んでいくことができるという点でも有効であると考えられる。

一方、個数に変化が生じたタイミングとして多かったものは、3月末時点（個別：32.9%、連結：32.2%）、第三四半期報告時点（個別：29.5%、連結：30.8%）であり、また、個数変化は増加例（個別：73、連結：87）¹よりも減少例（個別：475、連結：528）の方が多く、全体の平均個数を見ても、期初の候補から絞り込みが行われている傾向がある（個別：2.38個→1.23個、連結：2.70個→1.40個。なお、監査計画策定段階から確定（開示）段階における数値の変化）。

こうした概況からの帰結として、KAMの検討プロセスには大きく分けて二つのタイプが考えられる。まず、一つ目は、前年度以前のコミュニケーションによって、KAM候補となり得る事項が期初段階でほぼ特定されており、当該項目をベースに検討が進められていく形である。もう一つは、期初の段階ではある程度幅広に候補が示された上で、その中から絞り込みをかけていく形である。

多くの会社にとっては今回ご回答いただいたプロセスが試行プロセスを別にすれば初めての経験であったということからすると、後者（幅広な候補からの絞り込み）のプロセスを採った会社であっても、次年度以降は今回の検討プロセスを活かして予め候補をある程度特定した形での検討に切り替えていくことも考えられよう。

¹ アンケート問1-1において、個々の回答内の各段階におけるKAMの個数に変化があった回数をカウントしたものである。一つの回答の中で複数回の変化があった場合にはそれぞれを別個にカウントしている一方、「候補提示なし」の状態からの変化についてはカウントしていない。

2. ドラフトの提示・アップデート時期について

年間を通じての検討プロセスを考察する上で重要と考えられるもう一つの要素が、ドラフト（本調査における定義…「項目に加えて、当該項目がKAMとして記載された場合にどのような記載がされるかについての文章案」）の提供時期とアップデートがなされた時期である。早期段階においてドラフトが示されることのメリットとしては、当該項目についての記載内容を含めた議論を早期に開始することが可能になる点が挙げられる。とりわけ、選定項目によっては記載内容と開示情報との関係で検討を要することも考えられるため、期初ならずとも可能な限り早期の段階でどのような記載が行われるかのイメージが示されることが望ましい。

監査計画策定段階におけるドラフトの提供状況	
ドラフトの提供があった	319 (30.4%)
ドラフトには至らないものの、各項目について、記載予定内容の大まかな概要が示された	175 (16.7%)
監査計画策定段階までに示されたのはKAM候補となる項目のみであり、どのような記載がなされるかについては特に示されなかった	315 (30.0%)
監査計画策定段階までにはKAM候補となる項目は示されなかった	227 (21.6%)
その他	15 (1.4%)

アンケート問 1-2-1 の集計結果を見ると、監査計画策定段階までにドラフト提示ありと回答したのは全体の30.4%であり、全体の約7割の会社で年内（12月）までにドラフトの提示があったと回答している²。多くの会社では検討プロセスの中でも早期の段階でドラフトの提供が行われ、そこから検討が開始されているといえよう。一方、期初以外では、第2～第3四半期レビューの際に最初のドラフトが提示されたとの例が多い。

また、ドラフトのアップデート回数とタイミングについては、1回が最多（30.0%）、0～3回の合計で85.6%であり、大半の会社が4月以降にドラフトのアップデートを実施している。また、アップデートのタイミングとしては、四半期レビューが最多（57.6%）である。四半期レビューの機会において業績の確定や監査の進展に伴って議論を行った結果として、リスクの増減に照らしKAMの追加／削除を行う、という相関関係がうかがえる。

また、ドラフトの提示時期とアップデートのタイミングの相関関係を見ると、期初にドラフトが提示された場合には、既存機会（四半期レビューや月例報告）にて定期的な確認や議論が行われている一方、ドラフト提示が年度の後半（例えば第3四半期レビュー時）であった場合、4月以降にKAM検討に特化した機会を設けて検討を本格化させている印象がある。

² アンケート問 1-2-1 で期初において「ドラフトの提供があった」との回答 319 件と問 1-2-2（期初でドラフトの提供がなかった場合の提供時期）において「7月」～「12月」の間で回答した 403 社を足して、全体回答数 1,051 件における比率を求めると、68.7%となる。

一方、監査計画策定段階までにドラフトの提供がなく、KAM 候補となる項目自体が示されていなかった回答の中に、前年度までに必要な対応を済ませたことから KAM 候補選定自体に苦勞したとのコメントがあった。KAM として選定されるかどうかは相対的な重要度によって決定することから、KAM 候補が存在しない事態は原則としては考えられないというのが理論的な整理ではあるものの、実務レベルにおいては KAM 候補の抽出に苦勞した例が存在したようである。

3. 監査時間の変化（見積提示と年間における実績）

年間を通じての検討プロセスのスタートとなるのが監査契約段階である。そこで、今回のアンケートにおいては、監査契約締結段階の論点として、KAM の導入を契機として、監査報酬額の見積りの際に監査人から提示された監査時間に変化が生じていたか、そして、当該変化に対し、監査人の報酬の決定について同意権を持つ監査役等としてどのように対応したかという観点から検討を行うべく設問を設定した。これに対して、アンケートの集計結果の個別回答を精査したところ、見積時の提示の状況のみならず、より幅広く、年間における監査時間の実績の観点からも貴重な状況を回答としてお寄せいただいていることが明らかとなった。そこで、今回の検討に当たっては、本項自体を「年間の検討プロセスを通じての状況」の一環に位置付けることにより、監査時間の変化について、見積時の提示と年間を通じての実績の両面から考察をすることとした。

（1）監査時間の変化

KAM の検討プロセスは、項目選定等に関するコミュニケーションや監査報告作成段階での具体的な記載に関する議論といった新たな要素が監査時間に影響を及ぼすようにも思われる。この点、アンケートの全体数値としては「変化なし」との回答が全体の 57.8%と優勢であった（アンケート問 2-1）が、回答上、増加／減少の基準が回答者によって異なっていたことが数値に影響したものと思われる³。見積段階において監査人側より具体的な工数変化が示された例がある一方で、KAM への対応そのものに要する監査時間は全体からすると小さい割合であると想定されることから、KAM 以外の要因も含む全体の変動の中で消化されたことから影響なしとの回答もある。大前提として、KAM は「導入以前と比較して監査役等と監査人との連携に本質的な変化をもたらすものではない」とされていることからすると、前年度以前にどの程度検討プロセスの試行も含めた事前準備を綿密に行っていたかといった要素や、より広い意味での監査人とのコミュニケーションの状況も関係してくるものと思われる。

見積段階において監査時間が「変化なし」とされた場合の具体的な状況として、前年度以前の試行の結果としてプロセスに大きな問題がなかったことを受けて、双方の共通認識と

³ なお、実績については、監査人側の調査結果として、KAM に係る監査計画時間を実績が超過した旨の回答が 7 割を超えているとのデータがある（日本公認会計士協会「「KAM 強制適用初年度における会員へのアンケート」集計結果の概要」2-2「KAM の計画時間と実績時間の差異」）。

して変化なしとした例も多い。また、増加方向に変化があったとする会社にあっても、次年度以降は検討プロセス全体が習熟し効率化が図られることによって異なる傾向を示すことは考えられ、中長期的に状況を確認していく必要があるように思われる。

(2) 監査時間に対する監査役等の確認の視点

監査役等としては、上記監査時間の変化に対し、監査人の報酬の決定について同意権を持つ立場からチェック、及び意見申述を行っていくこととなる。昨年の早期適用時のアンケートにおいては、主に過去の実績との比較による整合性の確認という回答が大半であったことから、今回のアンケートにおいては、あえてこれを前提とし、それ以外に留意したポイントについて自由に記載していただく形で調査を行うこととした（アンケート問 2-2）。

KAM 選定工数が他の監査工数の削減と相殺された結果となり、監査報酬へのインパクトがなかったため、むしろコロナ禍での監査効率による報酬増額の是非に視点を移していた。

有価証券報告書から入手できる前年度の同業他社の監査報酬額、令和 2 年度 10 月度実施の貴協会部会の「監査報酬に関する事前アンケート」の集計結果等を参考に、KAM だけでなく全体の報酬額をチェックの上同意した。

当社は 2019 年 3 月期に監査人を変更したが、変更に伴い一時的に増加する監査時間を 3 年間かけて段階的に目標とした時間まで削減する計画を監査人と共有している。そのため、監査報酬の決定についての同意に当たっては、監査人から示された見積時間の当初削減計画との整合状況や、当初削減計画に拘泥するあまり監査品質の維持確保が困難になるような過度な監査時間の削減が見込まれていないかという点に留意した。

通常の監査以外、例えば、子会社再編、買収などによる「特別な活動」などを加味した。また、監査の効率化が図られているか、単純作業のシステム対応や、スキルに応じたリソース配分がなされているか、なども考慮。

当社では、監査計画で想定された監査時間より監査実績で実際に計上された監査時間が常に多い状況です。それについては、監査の効率性の問題について意見交換を繰り返し、同じ項目については監査時間を増やして欲しいとの監査人の要望は認めていませんが、新しい会計基準の検討や KAM といった新規の項目については理屈が通ると考え、時間増を認めました。

Digital audit を具体的に導入開始できるように、同一ネットワーク内の体制やアドバイス実施等にあたるチームメンバーの提供ができるかに関しては、グループ監査の実効性向上に不可欠な要素として考慮した。

上記回答例を見ると、KAM そのもののみに着目するのではなく、その他の要素も含めた全体としての整合性を判断する傾向が強いように思われる（さらに、コロナ禍の会社業績への影響や、リモート監査等の新たな監査手法の導入といった要素について言及する回答も多い）。

第2章 時系列順の各社の状況

4. 監査計画策定段階

(1) 監査人とのコミュニケーションの変化

本章では、年間の監査計画策定段階から最終的な開示に至るまでの KAM の検討プロセスの各フェーズにおける各社の状況について、アンケート回答を基に考察していく（前述のとおり、監査契約締結段階の状況については前章に位置付けることとした）。

監査計画策定段階においては、まず、監査人とのコミュニケーションにおける変化の有無について、質的变化（項目や内容に関連した説明・議論内容の深化等）と量的変化（時間や回数等）の二つの側面から検討する（アンケート問 3-1）。従来、監査人より監査計画の概要の説明がなされる際には、監査上の重要論点についても説明がなされている。KAM 候補についても同様に説明があると考えられるが、KAM 導入を契機として、監査人からの説明には何らかの変化が起きているのか。

		量的変化（回数や時間等）	
		あった	なかった
質的变化（説明・議論の深化等）	あった	426 (40.9%)	190 (18.2%)
	なかった	68 (6.5%)	349 (33.5%)

質的变化があったとの回答は全体の約6割で、各社の回答コメントを考察すると、概して、監査人からの説明がより丁寧になったことなども含めて、議論の深度が増し、監査人と監査役等との認識共有が進んだことがベースにあったことが重要であると思われる。なお、質的变化に関する具体的回答においては、下記のような KAM 導入を契機としたコミュニケーションにおける変化の好事例がみられる。

KAM 導入以降、一方的に聞くだけでなく、監査役としての意見も積極的に発言するようになった。
KAM 導入の考え方や候補の選定について、子会社を含めた監査役全員に対して勉強会を実施。会社が抱える会計上の課題について認識を共有した。
事業戦略や中期経営計画の妥当性や見通しの合理性について、監査人と意見交換を行う機会を持つことができた。

一方、質的变化・量的変化の両方において「変化がなかった」との回答も全体の 33.5% に上っている。しかし、各社のコメントをみると、「重点監査項目が KAM になっただけで変化なし」「KAM の有無にかかわらず従前から議論してきた」との前提の下に変化なしと回答している例が多く、必ずしもネガティブな結果ではないものと思われる。

(2) KAM 候補の選定に関する議論

①議論の状況

続いては、KAM 候補の選定に関する議論の状況について、議論の対象（KAM 候補項目や記載表現）の観点から検討する。

	会社側提案による KAM 候補の有無	見解相違／要調整事項の有無	
		項目選定	記載表現
あった	38 (3.6%)	74 (7.1%)	173 (17.1%)
なかった	990 (94.6%)	964 (92.1%)	822 (81.4%)
その他	19 (1.8%)	9 (0.9%)	15 (1.5%)

昨年の早期適用における調査の際には、項目選定レベルでの見解相違⁴や、会社側要望による KAM 候補への追加といった事例はなかったが、今回の調査ではいずれも散見されている。議論の在り方も各社によって幅があり、期初においては幅広い候補を挙げた上で絞り込んでいくスタイル、期初の段階から（ドラフト提示までを含め）かなり絞り込んだ形で候補提示を行うスタイルのいずれもあり得るようである。会社（監査役等）側からの要望・提案が受け入れられるかどうかこうした監査人側の進め方が関わっている可能性もある⁵。

期初からドラフトが提示されている場合、この時点から記載表現に係る議論も開始されることとなる。記載表現に関して見解の相違や要調整事項があったとの回答は項目選定の場合に比しても多く、こうした会社においては、早期の段階から最終的な開示を見据えた議論が行われていたとの印象である。見解相違（議論）のポイントとしては例えば以下のような点が挙げられる。

- ・あたかも問題を抱えているかのような誤解を招きかねない表現の回避の要望
- ・個別の子会社名や詳細に過ぎる金額を記載することの是非（該当する子会社が1社しかなく実質的に特定されるような場合の表現等）

上記2点目に挙げられるような注記における固有の情報（固有名詞、金額）の開示に関する議論は、会社の執行側の開示スタンスによって左右されるところが大きいと思われるため、議論への参加を含めた KAM に対する執行側の姿勢が重要なポイントとなろう。

また、項目選定レベルにおける見解相違・要調整事項の論点に関連して、この段階において、監査役等の側から提案又は要望したにもかかわらず監査人又は執行側との見解相違によって KAM 候補とならなかった事項があったか、との問いに対しては、全体の 1.4% に当たる 15 社において「あった」との回答がなされている（アンケート問 3-4）。この点については、当該項目が最終的な期末の段階でどのような対応となったかについて「6. 期末」の項で再度検討する。

⁴ 会社側（執行、監査役等）視点で、監査意見に重要な影響を及ぼすリスクがないと判断した事項については、期初から監査人と議論したという報告が散見される。

⁵ なお、極稀な例ではあるが、監査役等の側から要望したにもかかわらず期初において候補提示を含めた KAM の議論がなされなかった事例がある。

②特別な検討を要するリスクとKAMの関係

「特別な検討を必要とするリスク」（以下、「特検リスク」という。）は、会計上の見積りや重要な虚偽表示リスクの高い事項、収益認識、関連当事者との間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等、監査人が監査実施の過程においてリスク・アプローチの観点から特別な検討を行う事項であり、KAMの決定に際し考慮が求められている項目の一つであるが、その全てがKAMとなるわけではなく、一方で、特検リスク以外からKAMが選定されることも考えられる。そこで、「特検リスクは全てKAM候補となったか」「特検リスク以外からKAM候補となった項目があったか」の二つの問いに対する回答をクロス集計することにより、傾向を分析する（アンケート問3-2）。

		特検リスク以外からKAM候補となった項目があったか	
		あった	なかった
特検リスクは	全てKAM候補となった	65 (6.3%) (ア)	282 (27.4%) (イ)
全てKAM候補となったか	KAM候補とならなかった項目があった	154 (15.0%) (ウ)	522 (50.7%) (エ)

まず、KAM候補が全て特検リスクから選ばれた会社の割合は、上記表（イ）（エ）の合計に当たる全体の78.1%であり、それ以外の会社（（ア）（ウ））においては、特検リスク以外からKAM候補が選ばれたということになる。その一方で、特検リスクの中でKAM候補から漏れた項目がある会社の割合は、上記表（ウ）（エ）の合計に当たる全体の65.7%である。

【特検リスクの中でKAM候補から漏れた項目があったとする回答の例】

- ・金額的重要性や見積りの不確実性の高いもののみを候補としたため
- ・当社固有ではないものは候補としなかった
- ・5項目のリスク判定により対象を決定したため対象外となった

【特検リスク以外からKAM候補となった項目があったとする回答の例】

- ・金額的重要性でほかに対象があった
- ・候補は限定せずに広めに対象としていた

特検リスクとKAMの関係については、個社の事情によるところも大きいと思われ、前述のとおり、特検リスクはあくまでもKAM候補選定における考慮要素の一つに過ぎない⁶。しかしながら、例えば特検リスクがKAM候補から除外される場合には「なぜ除外されるのか」といったポイントは確認の対象として重要である。その意味で、特検リスクが監査役等にとってKAM候補選定におけるコミュニケーションの際の指標として注意を払うべき項目であることには変わりはない。

⁶ 個別事例ではあるが、「監査人側からの選定プロセスの説明が充実した中で議論が行われたこともあり、議論の上で候補項目が特検リスクであるかを意識したことはない」とのコメントもある。

(3) 期初の選定プロセスが監査役等監査に与えた影響

では、こうした期初の KAM 候補の選定プロセスは、監査役等自身の監査活動に対してどのような影響を及ぼしたのか。かかる影響については、早期適用時のアンケートにおいても同様の設問を設定したが、「影響はない」（KAM 候補となるかならないかに関係なく必要な監査は行う）という回答が大半であった。しかし、この結果については、むしろ各社が早期適用を実施できる程度にまで体制が整っていたこと（その結果として、KAM 導入を契機とした変化が生ずるまでもなかったこと）の表れとも考えられる。

一方、今回のアンケートにおける回答（アンケート問 3-6）では、候補項目についてより一層ウェイトを置いて注視した旨のコメントが多く寄せられており、具体的には、往査機会の追加や重要会議への出席回数の増加等が挙げられているが、さらに、下記コメント 2 点目にもあるように、監査人とのコミュニケーションにおける KAM 候補に関する意見交換の機会が増加した、との点が注目に値する。KAM 候補は、従来も重点監査項目として監査上注視されてきた事項である。しかし、それに加えて、KAM 候補として期初に提示されたことを契機として、監査役等が様々な重要会議等を通して得た情報を監査人に対してフィードバックするようになることで、双方の情報共有に繋がっていると考えられる。

この他、直接的には対応を追加しなくとも、KAM 候補となったことをきっかけに監査人とのコミュニケーションの議題に挙がる頻度が増えたことで、結果として意識が向いた、というコメントもあった。また、候補から外れた項目についても、四半期報告等の場で「なぜ外したか」の説明を求める、といった変化が生じた例もある。

計画段階・以後進行過程において KAM 候補となった事項に対し、往査割合を増やし重点的に監査を行い監査人との面談で意見の調整を図った。

監査法人とのコミュニケーションのなかで、KAM 項目の候補について意見交換する機会が増加したため、通常の監査役監査のなかで意識するようになった。

候補に該当する項目については、取締役会における報告などを要請するとともに、当該事業に関する会議について、オブザーバーとしての参加をし、非常勤監査役とも資料の共有などを通じて、理解促進の一助とした。

(4) 執行側とのコミュニケーション

ここまでの論点でも付随的に言及してきたように、KAM の検討プロセスにおいては、開示に対するスタンスを含め、執行側の関与の在り方が重要な要素となっている。そこで、監査役等の立場から執行側に対して KAM についてのコミュニケーションが行われているかどうかについて、まず期初の段階での状況を考察する。期初の監査計画策定段階における監査役等側と執行側との間での KAM に関するコミュニケーションの状況としては、「行った」との回答が 46.6%であり、ほぼ半々ずつといった状況である（アンケート問 3-7）。コミュニケーションの態様としては大きく分けて 2 種類があり、期初の段階から KAM の内容（項目、記

載表現) について具体的に議論を開始している場合と、導入初年度ということもありスケジュールの確認や制度について共通理解を形成するための説明会といった準備段階のコミュニケーションが行われている場合に分かれるようである。

なお、コミュニケーションの相手方としては、代表取締役社長、KAM 対象部門担当の取締役、財務担当取締役、経理部等が挙げられており、新たに機会を設けるよりは、既存のコミュニケーションの機会においてトピックを追加する形が多いように思われる。

「代表取締役との定期会合」において、定時株主総会での株主による質疑応答への対応についても勘案しながら、KAM 項目の選定及び記載内容について、業務執行側、監査役及び監査法人の間で十分な意思疎通を行い検討が円滑に進められるよう、協力を要請した。

KAM 対象部門の執行担当役員と共通の認識を持つよう情報交換を実施した。月次の経営会議等にてその動向や変化に対する認識を共有化するようにした。また、監査人との会話を普段よりも多く持った。

財務経理担当役員と、四半期業績報告の場などで、監査法人の KAM 記載事項における留意事項に関する認識の共有と対処方法の確認などを議論した。

5. 期中

(1) 追加・削除・その他変更の具体的状況

本項においては、期中、即ち期末の監査報告書作成段階に至る前段階までの検討プロセスの状況について考察する。

期中における検討プロセスとして想定されるのは、期初において選定された KAM 候補の見直しである。本報告書冒頭「1. KAM (候補) の個数の変遷」においては、年間のどの時点で KAM (候補) 項目に係る変動があったかを考察したが、本項では、その中でも期中の変動状況として、監査人が監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合や、監査の実施過程で新たな事実が発見された場合を契機として随時行われることになるであろう項目の見直し、即ち追加・削除・その他変更の具体的状況に焦点を当てて検討する。

	(複数回答可)
追加された項目があった	139 (13.4%)
削除された項目があった	361 (34.9%)
その他変更が加えられた項目があった	80 (7.7%)
見直しが行われた事項はない	518 (50.1%)
その他	28 (2.7%)

全体数値としては、「見直しが行われた事項はない」との回答は全体の 50.1%に当たる 518 社である。したがって、ほぼ半数の会社において何らかの見直し (追加、削除、その他変更) が行われた項目があり、その中でも、項目の削除が行われたケースが多い (全体の 34.9%)。

項目追加の例としては、

- ・リスク認識が拡大した（変化があった）ことによる追加
- ・事業環境の変化による当該事業の固定資産の減損リスク追加
- ・リスクの顕在化による追加

といった例が挙げられている。

一方、項目削除の例としては、

- ・監査の進展によりリスク解消（減損不要）となり候補からはずれた
- ・一般的な特検リスクが監査の進展で解消

といった例が挙げられている。

なお、期中における KAM 候補からの除外については、対応に注意を要するポイントであると考えられる。一言に監査の進展によってリスク解消（減損不要）となったという場合についても様々な状況が考えられる。例えば、期中の監査を進めていった結果として、元々想定していたリスクから遠い状況であることが判明したことで単純に候補から除外されたというケースが考えられる。その一方で、最終的にはリスクが解消して減損不要と判断されたとしても、当該年度の監査において多くの時間を費やし、相当に注意を払って対応したという場合には、KAM として開示するという判断が適切であるという場合もあり得よう。前述のとおり、KAM の選定プロセスの傾向として、多くの場合、期初においては広めに項目選定を行った上で、年間の検討を通じて絞り込みを行っていく傾向がある。実際の項目の絞り込みは個々の状況に応じて監査人の判断において行われるものであり、対応もケースバイケースとならざるを得ないが、その中でも、期初における項目選定の基準と、期中における絞り込み（除外）の基準が整合しているかについては留意する必要があるだろう。また、その前提として、監査報告書の情報伝達手段としての価値の向上、財務諸表の利用者の理解向上に寄与する追加的な情報の提供による監査の透明性の向上という KAM 本来の制度目的については今一度再認識する必要があると思われる。

その他変更が加えられた項目があった事例としては、

- ・会社の独自性を表現するものへ修正
- ・会計基準の変更（見積開示会計基準）に合わせて記載内容を充実させた

といった例が挙げられている。

一方、期中での見直しが行われなかったケースのうち、早期適用を行った会社からは、前年度から既に議論が進展しており、特に見直す必要がなかったとのコメントがある。こうした事態は、来期（2022 年度 3 月期決算）においてはより多くの会社が直面する可能性もある。

（２）期中の監査人とのコミュニケーションの変化

4.（１）において検討した期初の状況に続き、期中における監査人とのコミュニケーションの変化の有無についても検討する。今回の調査では、早期適用時のアンケートと同様に、変化の有無について、以下の３点の項目に分けて確認した（アンケート問 4-2）。

- ・頻度（従前と比較して、監査人とのコミュニケーションの回数が増えたかどうか、等）
- ・形式（監査人とのコミュニケーションに関し、例えばミーティングにおける出席者等の変化等、KAM 導入を契機として従来とは異なる試みが行われたかどうか、等）
- ・内容（KAM 候補となった項目や選定理由、監査手続（見直しを含む）、参照される会社の開示状況等について、従前の期中の監査人からの監査の進捗状況の報告と比較して、その内容（報告項目や深度等）が拡充されたかどうか、等）

	頻度	形式	内容
変化があった	366 (35.1%)	122 (12.1%)	384 (38.0%)
変化はなかった	660 (63.2%)	879 (87.1%)	611 (60.5%)
その他	18 (1.7%)	8 (0.8%)	15 (1.5%)

結果としては、変化があったとの割合は頻度：35.1%、形式：12.1%、内容：38.0%となっている。全体として、変化があったとの割合が早期適用時のアンケート⁷に比べると少ないことをどのように理解すべきか。ドライラン等、事前に想定された事項（前年度以前から重点監査項目であった事項）が KAM 候補に選定されていたような場合には、プロセス全体としてほとんど変化がない（最終的な開示に向けた記載表現の調整のみ）ということも考えられる。KAM 候補に対する監査人の監査上の対応における変化があったとの回答が 15.7%にとどまっている（アンケート問 4-4）ことからしても、従来の監査プロセスの延長線上として対応していた会社が多かったとの印象は強い。ただし、個別の回答を見ると、業績変動や将来の見通しが重要な要素となる場合について、コロナ禍を含めた事業環境の変化を受けて、対応の拡充を要したケースも多く見られており、個社の経営を取り巻く状況がそのまま KAM の検討プロセスにも影響を及ぼしているものといえよう。

なお、コミュニケーションの変化の有無に付随した論点として、今回のアンケートでは、「変化があった」との回答のみを対象に「当該変化が監査人と監査役等のいずれの側の主導によるものであったか」についても調査を行った。その結果、監査役等の側の主導による変化であったとの回答の割合は頻度：28.0%、形式：42.2%、内容：14.1%となっており、母数自体が少ないという点はあるにせよ、形式における割合が高い。監査役等側が主導したとの回答を見ると、多くがミーティングにおける出席者の変化を指摘するものであり、とりわけ、従来常勤の監査役等のみが対応していた監査人とのコミュニケーションについて、社外監査役等も同席するようになったとの変化を挙げる回答が大半であった。

・頻度

- ・通常のコミュニケーションに加えて、監査役会等での監査人による状況報告、KAM だけに特化した情報交換の機会の創出、監査人⇄執行側のコミュニケーションへの監査役等の同席希望（これによる三者でのコミュニケーションの実現）等。リモート会

⁷ 早期適用時の同様のアンケートにおいては、順に 29.1%、41.7%、58.3%であった。

議等の導入によりコミュニケーション回数を増やすことは容易であった旨のコメントもあった。また、従来より頻度を増やすことに対するニーズは感じており、それがたまたま KAM を契機として実現した、という声も。

⇨従来のコミュニケーションの機会の中で対応できており、回数を増やす必要はなかったとのコメントもある。

・形式

新たにコミュニケーションに参加した例として以下。

- ・ 経理部門
- ・ 技術部門（KAM 対象の深堀りのため）
- ・ IT 監査担当の専門家（リスク項目について監査人が IT 活用によるデータ分析技法を用いて検討したため）

・内容

従来よりも詳細化・深化したとのコメント多数。

（3）執行側とのコミュニケーションにおける監査役等の側からのアクション

期中の段階で KAM 候補事項について執行側とのコミュニケーションを行うために、監査役等として何らかのアクションを起こしたかについては、「KAM 候補項目に対する状況説明や報告について監査役等の側から要求した」との回答が全体の 31.1%で最多であった（アンケート問 4-3）。

	(複数回答可)
KAM 候補項目に関する状況説明や報告の要求	323 (31.1%)
情報開示拡充についての働きかけ	75 (7.2%)
社内理解を深めるための研修等の実施（実施の要求を含む）	108 (10.4%)
監査役等の側からアクションを起こしたことはない	540 (52.0%)
その他	57 (5.5%)

具体的には、代表取締役との定期会合において KAM を対象とした意見交換の実施、その他執行側の認識を確認するための情報共有を行う機会の設定を行った例がみられる。また、執行側に対するアクションとはやや異なるが、監査人に対し、執行側とのコミュニケーション（早期ドラフトの提供による議論の開始や状況の説明等）を求めた例もある。

一方、監査役等の側からアクションは起こさなかったとの回答が全体の 52.0%を占めているが、個別の具体的回答を参照すると、社内で公式、非公式も含めた様々なコンタクトが行われていることがうかがえる。

執行側経理部門と会計監査人による、各四半期決算前の事前課題検討会の議事録の共有要請と、特に KAM 候補となりそうな見積りを伴う内容について、説明を求めた。

KAM 候補には、その時点での有報「事業等のリスク」等に会社が認識するリスクとして記

載されていない事案もあったため、KAMにする場合その点を留意（対応）するように、早い段階で注意喚起した。

取締役会で、監査等委員会の重点監査方針に KAM を追加したことを説明した。監査法人の監査計画説明会後の取締役会で「KAM 候補」の内容を説明し、注意喚起を促した。

6. 期末（監査報告書作成段階）

期末段階の議論の在り方については、監査人と執行側の間で議論がなされる形をベースとしつつ、その内容が必要に応じて監査役等に報告される、という流れが主流であると思われるが、監査役等、監査人、執行側の三者が一堂に会する協議の機会を別途設ける形も多い。今回、議論の論点については早期適用時のアンケートにおいて寄せられた回答をベースに選択肢を設定したが、傾向としては概ねカバーできていた印象である。

【監査報告書作成段階の議論において対象となった項目（アンケート問 5-1-1）】

	(複数回答可)
KAMの個数 (ある項目をKAMとして記載するかどうか)	312 (31.3%)
KAMの内容	760 (76.2%)
選定理由	606 (60.7%)
監査上の対応	313 (31.4%)
開示上の対応(特に、2021年3月期より原則適用となる見積開示会計基準に関連して)	236 (23.6%)

【議論において対象となった項目に対する検討の際に監査役等として留意した視点（アンケート問 5-2）】

	(複数回答可)
選定された項目について、KAMとして妥当か	779 (76.4%)
記載内容について、専門的知見に基づいた正確な記述となっているか	438 (42.9%)
記載内容について、株主・投資家にとって理解しやすいものとなっているか(誤解を招かない表現となっているか)	598 (58.6%)
記載内容について、会社固有の情報が含まれているか	329 (32.3%)
記載内容について、監査人のリスク認識が読み取れるものとなっているか	343 (33.6%)
選定項目及び記載内容について、開示内容との整合性が保たれているか	488 (47.8%)
その他	17 (1.7%)

なお、この段階でKAMの個数(ある項目をKAMとして選定するかどうか)について議論の対象となっている会社が3割程度あるが、前述の検討方式(幅広い候補から絞り込みをかけたいく方式)も影響しているのではないかと思われる。また、元々KAM候補となりうる項目について共通理解が形成されていることを前提に、確認的な意味合いで論点に挙げた、と

いう場合も考えられる。監査役等の検討の視点において「選定された項目について、KAMとして妥当か」が76.4%で最多であったことについても、同様に理解することができよう。

一方、議論において対象となった項目のうち、「監査上の対応」が他の項目に比しても少ない31.4%となっている点については注意を要する。監査報告書作成段階において「監査上の対応」についての議論がなされる場合には、実際の監査人のKAMへの対応についての議論ではなく、かかる対応をどのように記載するかについての議論が中心になるものと思われる。監査人の対応そのものについての議論は、主として期中においてなされた上で、期末での議論は、その確認的な位置付けに留まるものであることが望ましいと言える。

項目選定レベルの議論が期末段階までに終了している場合には、期末段階での議論は記載表現、即ち利用者の目線を意識したポイントが中心となる。アンケートにおいても、「記載内容について、株主・投資家にとって理解しやすいものとなっているか」が全体の58.6%を占めており、重要性の具体的な記載や、具体的な監査上の対応、それからどのような方法論でその妥当性を検証したのか等について、利用者目線での検討を行った様子が見られる。なお、今回のアンケートにおいて全体的に散見されたコメントとして、「誤解」についての懸念を呈するものが一定数あり、KAMがリスク情報そのものであるかのように誤解されないか、という点について指摘されている（詳細は後述）。

その他の検討における留意点としては、「開示内容との整合性」が挙げられており（アンケートにおいては全体の47.8%）、この点についての議論やアップデートに時間を要したとのコメントも多い。勿論、強制適用初年度を経験したことにより、こうしたプロセスは翌年以降ある程度円滑化していくことが期待される。しかし一方で、他の開示との関連では、今後は収益認識会計基準や「その他の記載内容」といった新たな制度が導入されていくことで、監査人側のプロセスに影響が生ずる可能性がある。監査役等としても、監査人側の検討プロセスの進捗状況をモニタリングすると共に、必要に応じて執行側に対して協力の働きかけをすることが重要になると思われる。

- ・ 一般的リスクが当社固有のリスクと認識されないように注意した
- ・ 過度に詳細にならないこと
- ・ 一般的記載内容ではなく固有情報を記載するよう要請した
- ・ リスクの内容の大きさが読み取れること
- ・ 開示内容との整合性
- ・ 守秘義務違反にならないか
- ・ 会社法の監査報告書にKAMを記載しないことについて監査人に説明を求めた

また、期末における論点の一つとして、前述の「監査役等の側から提案又は要望したにもかかわらず監査人又は執行側との見解相違によってKAM候補とならなかった事項があったか」との問いに「あった」と回答した15社の期末の状況についても確認する（アンケート問5-1-2）。15社のうち本問に対して回答をお寄せいただいたのは12件であり、「見解相違が解消された上でKAMへの追加が見送られた」が8件、「見解相違が解消されないままKAM

への追加が見送られた」が3件、「その他」が1件であり、当該項目がKAMに追加されたとの例はなかった。なお、見解相違が解消されなかったとの回答のうち、具体的状況をご回答いただいた例を下記に紹介する。

監査役3名のうち2名は、KAMとしないことに関する会計監査人の説明を了承し、1名はKAMとすべきとの意見。監査役全員の認識として、会計監査人との議論は十分に行われており、最終判断は会計監査人に委ねることとした。

7. 定時株主総会

(1) 事前準備（想定問答の作成）

【会社として検討した想定問答（アンケート問 6-1-1）】

	(複数回答可)
KAMに選定された項目について	522 (73.5%)
KAMの影響の有無	102 (14.4%)
KAM適用による監査報酬への影響の有無	16 (2.3%)
会社法上のKAMの記載についての検討状況	270 (38.0%)
その他	76 (10.7%)

【監査役等に対してなされることを想定した質問（アンケート問 6-1-2）】

	(複数回答可)
監査役等としてのKAMへの対応状況	390 (73.6%)
監査役等としてのKAMの評価（具体的項目とその評価）	140 (26.4%)
監査役等の監査報告書におけるKAMの取扱い	153 (28.9%)
その他	43 (8.1%)

定時株主総会に向けた準備として、KAMに関連した想定問答を検討したかどうかについては、「検討した」との回答は全体の69.4%であり（アンケート問 6-1-1）、多くの会社にとって導入初年度であることを踏まえると、比率としては少ないようにも思われる。また、最も多く検討された想定問答は「KAMに選定された項目について」であり、想定問答を検討した会社の73.5%が準備している。但し、当該質問を受けた場合に、具体的内容について回答を準備していた例はほとんどなく、KAMの記載が金商法上の監査人の監査報告書においてのみ行われ、かつ、定時株主総会開催時点で有価証券報告書が提出されていないという状況を前提に、総会後に開示される有価証券報告書を確認されたい旨の回答を用意した会社が多数であった（ただし、招集通知に記載された見積りに関する注記の範囲での説明について準備していたとの回答もあった）。

また、監査役等に対してなされることを想定した質問としては、「監査役等としてのKAMへの対応状況」について準備をしたとの回答が73.6%で最多であった。この点については後述のように実際に1件だけではあるが質問がなされた例もあることから、今後の定時株

主総会に向けた準備においても引き続き留意する必要がある。監査役等が準備しておくべき事項としては、検討プロセスへの関与状況、即ち監査人とのコミュニケーション（KAMの選定についてどのような議論を行ったのか）や監査役等の見解に関する事項が中心となる。一方、株主総会開催時点でまだ開示されていない当年度のKAMの内容まで踏み込んだ質問に対応する場合には、フェアディスクロージャーの観点から、総会直後の有価証券報告書の提出や適時開示といった対応まで意識する必要がある⁸。

また、来年（2022年）6月の定時株主総会においては、今年（2021年）開示したKAMについての選定理由等のみならず、その後1年間を通じてどのように対応してきたのかに関する質問を受け、説明をする必要性が生じる可能性を指摘する声もある。こうした質問に対してはまずは執行側が経営上の対応について回答することになると思われるが、監査役等としても、当該事項が翌年以降のKAMとして引き続き選定されているか否かにかかわらず、前年度以前にKAMとして開示された事項についての対応は一通り整理しておく必要がある。

（2）総会における状況

2021年6月の定時株主総会は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症によって運営が大きな影響を受け、開催規模の縮小や開催時間の短縮化、株主に対する来場自粛の依頼等の対応が継続された。これを受けて会場での質問数も全体として抑えられる傾向にある中で、今回、わずかではあるが株主からKAMに関する質問が寄せられた事例が寄せられている点は注目に値する。KAMに関する質問があったとの回答は4件あり（アンケート問6-2）、そのうち質問内容についてのコメントがあるものを下記に紹介する。

- ・ KAMに対する監査役の対応が問われ、監査役会議長が対応した。
- ・ KAMについて記載がない点について問われ、会社法と金商法の違いにより株主総会招集通知に記載がない旨、有価証券報告書において開示している旨回答した。
- ・ 開示の経緯について質問があった。

また、監査役等による口頭報告（議長による代読を含む）の際に、KAMについて言及したかについても、わずか9件ながら言及したとの回答が寄せられている（アンケート問6-3）。なお、この9件のうち7件は、監査役等の監査報告においてもKAMに対して言及がされているとの回答であり、当該記載内容に準じて、監査役等のKAMの検討プロセスに対する関わり方について口頭報告をした旨のコメントが寄せられている⁹。

⁸ この他、例えば、見積開示会計基準との関係で、株主総会開催時点で開示されていないKAMに該当する内容が既に注記として公表されているような場合等にどのような対応をすべきかについては検討を要すると思われる。

⁹ 言い換えれば、KAMについて口頭のみで言及した例が存在する。「8. 開示」において言及するように、監査役等の監査報告においてKAMに対し言及することがKAMそのものの記載に先行する形での開示となることが多い現状においては、監査報告への記載については見送る一方で、口頭のみでの対応を想定することも考えられる。但し、その際にも、監査報告の記載内容を越えた範囲の（例えば、KAMの内容面にまで及ぶ）説明を行う場合には、前述の質問への対応と同様にフェアディスクロージャーの観点からの問題が生じ得ることに注意が必要である。

8. 開示

KAMの最終的な開示に関連し、監査役等の立場から検討すべき重要なポイントとして、下記の2点が挙げられる。

- ・監査役等の監査報告書においてKAMについて言及すべきか
- ・有価証券報告書における「監査役会の活動状況」の項目の中で、KAMに対する監査役等としての対応について言及すべきか

本項では、これに加えて従来より制度的な問題も指摘されている会社法上の会計監査人の監査報告書におけるKAMの記載に関する論点を合わせて、開示全般の問題として一体的に検討することとしたい。

(1) 監査役等の監査報告書での言及

当協会では、会社法上の監査役等の監査報告書におけるKAMへの言及について、下記のように考え方を整理し、2021年2月に文例（「監査上の主要な検討事項（KAM）及びコロナ禍における実務の変化等を踏まえた監査役等の監査報告の記載について」）を公表した。

【文例における考え方】

KAMは監査役等と協議した事項の中から監査人が特に重要である事項として選定されることから、監査役等が会計監査人の監査の方法を評価するに当たっては、KAM候補となった事項は考慮すべき事項の一つと考えられる。また、会社計算規則は、監査役等の監査報告に最低限含めなければならない事項のみを定めており、記載が明示的に求められていない事項についても、監査報告の趣旨に沿っている限り追加的に記載することができる。そのため、会社法上の会計監査人の監査報告へのKAMの記載の有無にかかわらず、監査役等の監査報告において監査人とKAMについて協議した旨並びにその概要に言及することは可能であると考えられる。

もっとも、監査人との協議を始めとする金商法上のKAMに関する検討プロセスについては、前述のとおり監査役等による会計監査人の監査の方法を評価する際の一要素として、現行のひな型の記載の範囲に含まれるとも考えることも可能であることから、必ずしも記載を追加する必要があるわけではないと考えられる。

その一方で、KAMは、投資家や株主といった監査報告の利用者からは、監査の透明性の向上、並びに監査や財務諸表に対する理解を深めるための手段として大きな期待を寄せられている。そこで、監査人の協議の相手方たる監査役等としても、こうした期待に応え、説明責任を果たすべく、監査役等の監査報告において明示的にKAMについて言及することは十分に検討に値するものとする。

【文例（明示的に言及を行う場合¹⁰）】

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証

¹⁰ 上記「考え方」にも記載しているように、文例においては、必ずしも明示的に言及を行う必要があるわけではないことを前提に、場合分けをしつつ対応を紹介している。

するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、〇〇〇〇監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

今回のアンケート問5-3の回答によると、全体の10.3%に当たる108社において監査役等の監査報告書における言及が行われており、概ね当協会の文例に沿って記載内容をご検討いただいたようである。また、具体的にKAMとしては記載しなかったもののその内容について記載した例や、招集通知に別途付した資料において間接的に開示したとの例もあった。

その一方で、有価証券報告書における監査人の監査報告書においてのみKAMが記載される形が主流である現状を前提とした場合、監査役等の監査報告書においてKAMへの対応について記載を行うことは、KAMそのものの記載に先行する形で開示が行われることになる。記載を行わなかった会社からも、その理由として、「KAMは事業等のリスクと一緒に開示すべきと判断し、会社法の監査報告に記載するのは適切でない」旨を監査人と合意したとのコメントが寄せられている。

（2）有価証券報告書における「監査役会の活動状況」での言及

前項においても言及した開示の時系列的前後に対する問題意識の観点からは、有価証券報告書における「監査役会の活動状況」の項において監査役等のKAM検討プロセスへの対応について言及することは、KAMと同時に開示することができるという点で一つの解となり得る。この点、今回のアンケート問5-5の回答によると、全体の18.6%に当たる195社において、KAMに対する監査役等としての対応につき言及されている¹¹。

下記においては、アンケートの自由記載欄において、記載内容を直接ご記入いただいた例をご紹介します。

監査上の主要な検討事項（KAM）に関して会計監査人と継続的に協議を行い、また社内
の関係部門と当該事項に関する協議を実施しております。

監査役会は、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）に関して、会計監査
人と協議を行い、会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う項目、及び子会社の
事業リスク等を勘案しながら、KAMを絞り込むプロセスに携わりました。

¹¹ ただし、有価証券報告書を総会開催前に提出（提出日が総会開催日より前の日付、あるいは同日でも総会終了前に提出）した会社はアンケート問5-4の回答ベースでも16社（全体の1.5%）に留まっており、株主総会の場でKAMが明らかとなっている例は依然としてごく少数である。

監査上の主要な検討課題(KAM)」については、前事業年度より当社の経営者の重要な判断に伴う財務諸表の領域に大きく影響を及ぼすと考えられる項目を中心に会計監査人と意見交換を行い、当事業年度においては、項目を絞り、足下の運用状況について相互に情報を共有し、意見の交換を実施しました。

当年度の監査上の主要な検討事項 (KAM : Key Audit Matters) については、前年度試行した作成検討プロセスに従い、会計監査人の監査計画説明や四半期監査報告などでコミュニケーションを図るとともに、監査役としても、適宜執行に説明を求めるなどの対応を行いました。

また、本論点とは多少異なるが、実際の有価証券報告書における KAM に関する記載のうち、「監査の状況」において監査報酬に関連し KAM に関する記載が行われた例も併せてご紹介する。

(監査報酬の内容等)

前連結会計年度の監査報酬額に対し、当連結会計年度の監査報酬額は微増しているが、KAM (監査上の主要な検討事項) 検討対応等による監査工数の増加を監査報酬に反映したという増額の根拠があること。

(3) 会社法上の KAM の対応について

会社法上の会計監査人の監査報告書における KAM の記載については、昨年早期適用時と同様、任意対応した会社はごく少数に留まった。今回の調査においては、記載をされなかった会社の方に対し、社内での検討の有無のほか、監査役等の目線から、今後の見通しや制度上の問題点についてのご意見をお伺いした (アンケート問 7-2-2、7-2-3)。

【監査役等の側からみた会社法上の会計監査人の監査報告書への KAM 記載の可能性】

現時点でも可能と考える	194 (22.5%)
今後実務が成熟すれば可能と考える	420 (48.7%)
現行制度では困難と考える	210 (24.3%)
その他	39 (4.5%)

【「現行制度では困難と考える」と回答した場合、その理由】

	(複数回答可)
会社法と金商法のスケジュールのずれ	156 (75.4%)
会社法と金商法の開示項目の差	115 (55.6%)
その他	9 (4.3%)

まず、記載を検討した (ものの実際に記載には至らなかった) 会社は、全体の 17.8%であった。そして、今後の記載の可能性については、「現時点で可能と考える」が 22.5%、「今後実務が成熟すれば可能と考える」が 48.7%であり、全体の 7 割程度の方が、現行制度の下であっても、少なくとも将来的には対応は可能と考えているようである。一方、「現行制度では困難」と回答された方からは、その理由として、従来指摘されていたスケジュール上の問題 (75.4%)、両制度間での開示範囲の違い (55.6%) に加えて、KAM として開示するこ

と自体の影響を懸念する声が散見された（リスク情報として誤解されたまま独り歩きして会社経営に影響を及ぼすのではないか、という意味で、KAMが開示として定着してから検討すべき、という趣旨のコメント）。

この点、昨年 of 早期適用時において実際に会社法上の KAM の任意適用を行った会社からは、円滑な実現の要因として、①会計監査人の早い段階からの導入決断、②執行側が企業情報の開示充実責任を自覚し、拡充に積極的に取り組んだこと、③監査役等の側からの①②の対応姿勢の評価と積極的な後押しの 3 点が指摘されており、その中でも②の執行側による積極的な取組みが強調されていた。前述のとおり、多くの監査役等の方が記載の実現に対してはポジティブな感触を持っている点は注目に値するものの、現行制度の任意対応を前提とした場合には、実際の対応に向けては監査人、執行側、監査役等の三者が一体となって取組みを進めることが必須となろう。

なお、今回のアンケートにおいては、会社法上の会計監査人の監査報告書において KAM が記載されたかどうかについてお尋ねしたところ、一定数の会社から記載された旨のご回答をいただいたが、当該会社の会計監査人の監査報告書における記載状況を確認させていただいた上で、当てはまらないと判断された会社について当該設問に限り回答母数から除外させていただいたことをご容赦いただきたい。

第3章 総括的な状況

9. 導入の効果

(1) 開示についての変化

KAM 導入の目的の一つに、検討プロセスを契機として未公表情報や守秘義務に関する取扱いとの関係及び財務諸表利用者の視点を考慮することによる会社の開示情報の充実・見直しが挙げられる。そこで、今回のアンケートにおいては、各社においてこうした充実・見直しが行われたかどうかを調査することとした。

アンケート集計結果において開示情報の充実・見直しがあったとの回答は全体の 12.3% と決して多数派ではないが、見積開示会計基準との関係で、KAM の開示とセットとなり開示が深化したとのコメントが多く寄せられており、企業開示と KAM が両輪の関係にある点が改めて認識されたように思われる。

- ・ 経営者による財政状態 経営成績および C/F の状況分析の記載充実
- ・ KAM 記載がネガティブに取られないように、その事業の意味合いを丁寧に説明するようになった
- ・ 金融庁の企業開示好事例集の分析を集め自社で適用可能なベストプラクティスを複数選定し執行部門へ提案した
- ・ 有報の事業等のリスクの記載と KAM との連動性を図った

(2) 導入に対する実感

「企業ごとの監査の重点事項の違いを明確化することによる投資家や株主といった利用者に対する監査の透明性の向上」が KAM 導入の一義的な目的であるが、KAM 導入の効果はそれに限られず多岐に渡ることが期待されている。そこで、昨年に引き続き、監査役等が実感する KAM 導入の効果について選択肢式で調査した（アンケート問 7-3）。

	(複数回答可)
投資家・株主やアナリストといった財務諸表の利用者にとって理解が深まった	263 (26.0%)
監査役等、監査人、執行側相互のコミュニケーションが活発化し、監査品質が向上した	576 (57.0%)
監査人に従来以上の緊張感が生まれた	254 (25.1%)
従来 of 監査プロセスについて効率化が図られた	26 (2.6%)
会社としてリスクマネジメントの重要性に対する認識が向上した	392 (38.8%)
その他	105 (10.4%)

最多となったのは昨年同様に「監査役等・監査人・執行側相互のコミュニケーションが活発化し、監査品質が向上した」であった（全体の 57.0%）。一方、昨年の調査において他の項目に比べて相対的に少なかった「会社としてリスクマネジメントの重要性に対する認識

が向上した」は今年の実績では2番目に多い38.8%に上っているが、この結果は、昨年の分析（早期適用実施各社においては以前から重要性に対する認識が定着しており、KAM導入を契機とするまでもなかったと思われる）と整合的であると思われる。

また、個々の項目におけるコメントを見ても、監査役等の印象としては全般的に前向きなコメントが多数派を占める。その一方で、懸念が呈されているポイントとしては下記のような点が指摘されている。

- ・KAMという制度そのもの、あるいは記載内容に対する誤解に基づく悪影響を懸念（この点に関しては、誤解を与えることのないように記載内容を十分に検討しなければならない、という意味で、監査人に緊張感を与えるという趣旨で肯定的に捉える見解もあった）。
- ・中長期的に有益な開示となるか。会社によっては毎年ほぼ変化がなく、ボイラープレート化してしまうことを懸念。

特に2点目のコメントにおいて言及されている記載の変化についてのコメントは要注目である。制度導入以前、「ボイラープレート化」については、各社の記載が横並びで似通った内容となることを示したものであったが、今後の課題としては、個社におけるKAMが項目・表現の両方で毎年固定化してしまう、という意味での懸念が指摘されている。そこで、本報告書においては、便宜上、前者（各社の記載が横並びで似通った内容となる状態）を「横のボイラープレート化」、後者（個社の記載が経年変化せずに固定化した内容となる状態）を「縦のボイラープレート化」と呼称した上で、次項において今後に向けた検討を行うこととしたい。

10. 早期適用会社の2年目の状況

KAMが制度趣旨に沿って中長期的に有益な開示となるかどうかという意味では、前項末尾において言及した「縦のボイラープレート化」の問題もあるように、導入2年目以降の実務においてどのように対応していくかが重要なポイントとなる。そこで、早期適用を行った会社のみを対象に、導入初年度と比較して検討プロセスに係る実務に何らかの変化があったかを調査したところ、「変化があった」との回答は22.0%に留まった（アンケート問7-4）が、その中でも、下記具体的コメントにもあるように、検討プロセスの効率化を指摘する声も複数あった¹²。また、下記コメント4点目にあるように、前述の「縦のボイラープレート化」を回避するための具体的な取り組みを行っている例も見受けられた。

KAM候補の選定や記述に関する議論時間は減少した。監査委員の一員として、KAMのボイ

¹² アンケート問4-1における早期適用会社の数値の状況を見ると、「見直しが行われた事項はない」の数値が10ポイント以上高くなっているのをはじめ、全体的に期中の見直しが行われた割合が低くなっている。前年度の検討プロセスを活用し、期初の候補選定の段階で相当程度の絞り込みが行われていたものと思われる。

ラッププレート化も気にはしている。
KAM に選定する事項の協議が早まったが、ドラフトの提示は若干遅くなり頻度も減少した。
KAM 検討プロセスにおいて効率が 25%程度向上した。
2020 年 3 月期より当社は KAM を早期適用しているが、KAM の検討プロセスにおいて、記載内容のボイラッププレート化や KAM の個数の固定化を回避するために、早期適用した他社の KAM の内容や日本公認会計士協会より 2020 年 10 月に公表された監査基準委員会研究資料第 1 号「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」の内容分析を監査法人と実施するプロセスを新たに追加することとなった。

2021 年 3 月期に関しては、コロナ禍という特殊事情に起因して新たな検討項目が生じたケースも多いものと思われ、その意味では固定化に対する懸念は生じにくい状況であったとも考えられる。一方、今後は、経済環境や個社の事業の状況に変化が乏しく、また、会計基準等においても新しいものが導入されるわけでもない、といったタイミングが到来することも想定される。複数年にわたって似たような記載が続くことは、それ自体が情報価値を有する可能性もあり、必ずしも「縦のボイラッププレート化」として問題視されるべきではない場合もあり得よう。しかし、そういった場合にも、監査報告書の情報伝達手段としての価値の向上、財務諸表の利用者の理解向上に寄与する追加的な情報の提供による監査の透明性の向上という KAM 本来の制度目的に照らし、利用者にとって有益といえる情報を提供するためにどのような対応をすべきかについては、中長期的に留意すべき課題であろう。また、その一方で、従来懸念されてきた「横のボイラッププレート化」を回避すべき趣旨の下、利用者にとって有益な個社の情報が含まれているか、という観点からの検討は 2 年目以降も引き続き重要であると考えられる。

なお、検討の結果として前年度に KAM として開示した項目を翌年に除外した場合の対応に関する事例として、除外の理由につき監査報告書に記載が行われた例がある。監査報告書において前年度に関する事項や背景等をどこまで記述できるかという課題はあるものの、利用者とのコミュニケーションという意味では注目に値する。

【早期適用会社において、前年度に KAM として開示した項目を翌年に除外した理由について記載がなされている事例】

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、当監査法人は、(中略)、以下の三点を監査上の主要な検討事項とした。
(1)
(2)
(3)
なお、これらの項目のうち、(2) は、(中略)、また、(3) は、(中略) を考慮し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項とした項目である。

これに対し、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした（中略）については、（中略）ことから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

当監査法人は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項に記載した事項を含め、連結財務諸表における特別な検討を必要とするリスクとして識別した事項又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価した事項等について、連結財務諸表に与える影響度合及びリスクの変化等について、監査計画の策定時から監査の過程を通じて検討を行い、監査役及び監査役会とも十分な協議を行った。この結果、前連結会計年度において監査上の主要な検討事項としていた（中略）についてはリスクが低減したため当該検討事項からは除外し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

おわりに

2021年3月期決算に係る対応は、KAMの強制適用初年度であることに加えて、見積開示会計基準が原則適用となるタイミングでもあり、会計監査における一つのターニングポイントであった。各社の対応に御多忙を極めておられる中、快く調査に御協力いただいた当協会の会員の皆様、並びに関係部署の皆様にはこの場を借りて心より御礼申し上げたい。

今回の研究においては、昨年の早期適用会社を対象としたアンケートの視点を踏襲しつつも、これに加えて二つのアプローチで研究の発展を試みた。具体的には、飛躍的に多くの会社を対象となることを見据えて、全体的な対応の傾向を数値の割合で把握することと、昨年見られなかったような例外的な対応状況の捕捉を目指したものであるが、どちらも一定の成果を収めたものと思われる。

年間の検討プロセスの考察を通じての実感としては、少なくとも監査役等の側からの視点として、従来のプロセスからの変化を感じていないとの声が相当数あったが、これは、個社の状況、あるいは従前の監査役等と監査人とのコミュニケーションによって、KAM候補となりうる項目に対する共通理解が形成されており、記載内容についても大きな見解の相違がなかったためと思われる。その意味では、制度は全体としては概ね円滑なスタートを切ることができたと思われ、これはひとえに監査役等、監査人、経理部門を始めとする関係部署等各位の導入に向けた入念な準備と、従前からの実務の蓄積によるものであろう。2022年3月期以降は収益認識基準や「その他の記載内容」といった新たな制度が導入されていくこともあり、引き続きより一層の積極的なコミュニケーションによる実務の進展に期待したい。

一方、今後の展望に目を転じると、KAM導入の効果については中長期的に検証を続けていく必要があるだろう。検証すべき項目としては、例えば、KAMが利用者にとどの程度、また、どのように利用されているのか、また、記載内容については利用者にとって導入以前の期待に応える開示となっているのかといった点が考えられよう。また、KAMの個数自体が全体的な傾向として欧米と比較して少ないとの指摘もあり、利用者目線の声を確認する必要がある。こうしたフィードバックによって開示内容、さらには監査全体の品質を向上させていく、いわば対話の好循環を形成するためには、前述の「縦のボイラープレート化」の問題も含めて、導入をゴールと捉えるのではなく、一層の改善に向けた関係各者の継続的な取り組みが今後の課題となるように思われる。

「投資家と企業の対話ガイドライン」では、監査役等の「監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議」が対話の項目に挙げられており（同ガイドライ

ン3-11)、KAMそのもののみならず、監査役等のKAM検討プロセスへの対応もそれ自体が投資家の関心事項となり得る。是非、KAM導入の目的である「監査の透明性向上と企業の情報開示拡充による監査品質の向上」の実現に向けて引き続き積極的な役割を果たしていただきたく、本報告書をその一助として御活用いただければこの上ない喜びである。

以上

第 48 期 会計委員会 委員名簿（肩書は検討当時のもの）

委員長	川島 勇	日本電気(株) 監査役	
専門委員	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科	教授
専門委員	志村 さやか	日本公認会計士協会	常務理事
委員	皆川 邦仁	日本板硝子(株)	取締役監査委員
委員	塩谷 公朗	三井物産(株)	常勤監査役
委員	丹羽 卓三	タキヒヨー(株)	取締役常勤監査等委員
委員	松田 昌樹	トラスコ中山(株)	常勤監査役
委員	榎本 俊彦	日本精工(株)	取締役常勤監査委員
委員	小口 光義	(株)マルチブック	常勤監査役
委員	大野 和人	(公社)日本監査役協会	専務理事
事務局	山形 昭夫	(公社)日本監査役協会 企画部企画課	課長
事務局	関谷 一也	(公社)日本監査役協会 企画部企画課	担当課長
事務局	小平 高史	(公社)日本監査役協会 企画部企画課	課長代理